

財産目録
令和2年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	常陽銀行下妻支店	—	運転資金として	—	—	119,253,735
	常陽銀行下妻支店	—	共同募金配分事業	—	—	37,850,361
	常陽銀行下妻支店	—	小口資金貸付金	—	—	217,182
事業未収金	通所介護事業所他	—	2.3月分介護報酬等	—	—	57,610,872
立替金	通所介護事業所他	—	シルビア別館水道料等	—	—	744,195
前払金	共同募金配分事業サービス区分	—	ぷらっとほーむ家賃等	—	—	402,332
仮払金	法人運営事業サービス区分	—	消費税・地方消費税中間納付分等	—	—	9,300
流動資産合計						216,087,977
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	常陽銀行下妻支店他	—	寄付者により社会福祉法人の基本金に指定	0	0	4,000,000
基本財産合計						4,000,000
(2) その他の固定資産						
建物	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	法人事務局用物置	557,534	535,232	22,302
	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	法人事務局用物置	511,297	490,844	20,453
	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	法人事務局用トイレ修繕	467,250	232,180	235,070
	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	法人事務局用物置	238,350	85,544	152,806
	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	訪問介護事業用物置	187,320	183,573	3,747
	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	訪問介護事業用物置	305,949	305,946	3
	地域福祉事業拠点区分物置本城町3-13	—	通所介護事業用物置	413,973	413,969	4
車輛運搬具	日産セレナ 他	—	社会福祉事業に使用	0	0	5,230,179
器具及び備品	発電機 他	—	社会福祉事業に使用	0	0	9,991,931
ソフトウェア	マイナンバー管理システム	—	マイナンバー管理	0	0	64,800
長期貸付金	小口資金貸付 66件	—	小口資金貸付金	0	0	3,157,500
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会職員34名分	—	退職積立金	0	0	107,684,860
福祉基金積立資産	常陽銀行下妻支店他	—	将来における福祉会館等の建設資金	0	0	50,011,903
ボランティア基金積立資産	常陽銀行下妻支店他	—	ボランティア活動の資金	0	0	30,003,962
交通遺児基金積立資産	常陽銀行下妻支店	—	交通遺児に関する事業の資金	0	0	1,160,966
修繕積立資産	常陽銀行下妻支店他	—	福祉センター「シルビア」の修繕費等	0	0	9,775,485
備品等購入積立資産	常陽銀行下妻支店他	—	通所介護事業所入浴設備等の費用	0	0	6,116,520
人件費積立資産	常陽銀行下妻支店他	—	介護保険、障害者自立支援事業従事職員人件費保障	0	0	40,002,400
その他の固定資産	地域福祉事業拠点区分他 2件	—	リサイクル料	0	0	26,090
その他の固定資産合計						263,660,981
固定資産合計						267,660,981
資産合計						483,748,958
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	1～3月分退職積立金他	—		—	—	45,531,797
預り金	あおぞらサービス利用料等	—		—	—	499,337

財産目録
令和2年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
賞与引当金	当期分賞与引当金(12月～3月分)	—		—	—	8,218,959
流動負債合計						54,250,093
2 固定負債						
退職給付引当金	全国社会福祉協議会	—		—	—	121,384,320
固定負債合計						121,384,320
負債合計						175,634,413
差引純資産						308,114,545

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。